

令和6年5月2日
報道発表資料

川崎市教育委員会事務局

教育委員会会議及び教科用図書選定審議会の音声データに係る公文書開示
請求拒否処分取消請求控訴事件の上告等について

令和6年4月24日に東京高等裁判所から言い渡された教育委員会会議及び教科用図書選定審議会の音声データに係る公文書開示請求拒否処分取消請求控訴事件の控訴審判決（控訴棄却）を受けた教育委員会の対応は、次のとおりです。

1 上告の提起及び上告受理の申立ての有無

上告の提起及び上告受理の申立て（以下「上告等」といいます。）は行いません。

2 上告等を行わない理由

控訴審判決は、教育委員会の主張を認めないという受け入れ難いものであり、上告等に向けた検討をしてきましたが、控訴審判決の内容について、上告等の理由を十分に見い出すことが難しく、上告等を行ったとしても、教育委員会にとって有利な結果が得られる可能性は極めて低く、結論の先延ばしを図るに過ぎないと判断したため

問合せ先

（教育委員会会議に関すること）

川崎市教育委員会事務局総務部庶務課 伊藤

電話 044-200-3258

（教科用図書選定審議会に関すること）

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 新田

電話 044-200-3284